

事業主の皆様

鳥取県と県内市町村からのお知らせです



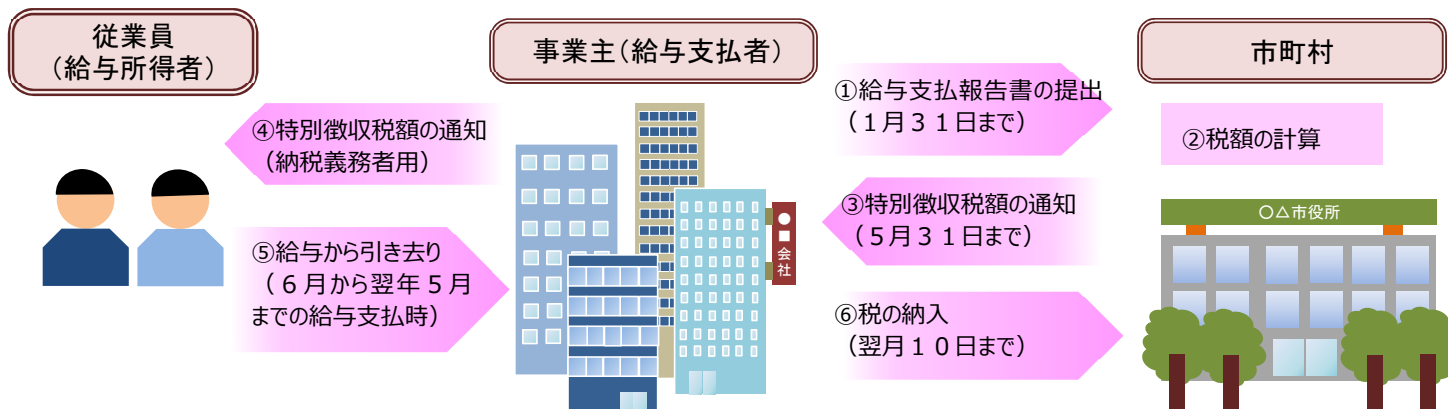
平成30年度から 個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を徹底します。

原則すべての事業主を個人住民税の特別徴収義務者に指定します。

特別徴収とは 所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

平成30年度には原則としてすべての事業主に個人住民税の特別徴収をしていただきますので、ご準備をお願いします。

特別徴収の方法による納税の仕組み



- 毎年5月に、従業員に課税した市町村から「特別徴収税額通知書」が事業主に送付されます。
- この通知書には、従業員の毎月の税額(6月から翌年5月までの分)が記載されていますので、事業主はこの税額を従業員の毎月の給料から引き去り、個人住民税を徴収します。
- 徴収した個人住民税を、徴収した月の翌月10日までに従業員に課税した市町村に納入していただきます。

特別徴収とすることのメリット

納税者（従業員）の利便性が向上します。

- 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回になるため、1回当たりの税額の負担が少なくなります。
- 毎月の給与からの引き去りとなるため、納め忘れがなくなります。
- 納税のために、納期ごとに金融機関や市町村の窓口へ出向く必要がなくなります。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）

ただし、例外として、次の場合に限り普通徴収（従業員が自分で納付）にすることができます。

- 1 給与支払者（事業主）
次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。
 - A 総従業員数が2人以下（事業所全体の従業員の人数から、「2の給与所得者（従業員）」の要件に該当する全ての人数を差し引いた人数）
- 2 給与所得者（従業員）
次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができます。
 - B 他の事業所で特別徴収されている
 - C 毎月の給与が少なく、税額を引ききれない
 - D 給与の支給が毎月ではない（不定期受給）
 - E 専従者給与が支給されている（個人事業主のみ対象）
 - F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

問合せ先

特別徴収の取組について 〈県税務課、各県税事務所〉

鳥取県 総務部 税務課 市町村税制支援担当
電話 0857-26-7161、7060 ファクシミリ 0857-26-7087
東部県税事務所 電話 0857-20-3503 ファクシミリ 0857-20-3519
中部県税事務所 電話 0858-23-3102 ファクシミリ 0858-23-3118
西部県税事務所 電話 0859-31-9602 ファクシミリ 0859-31-9613

具体的な手続きについて 〈各市町村 住民税担当課〉

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鳥取市	市民税課	0857-20-3415	米子市	市民税課	0859-23-5114
岩美町	税務課	0857-73-1413	境港市	税務課	0859-47-1017
若桜町	税務課	0858-82-2234	日吉津村	住民課	0859-27-5951
智頭町	税務住民課	0858-75-4117	大山町	税務課	0859-54-5208
八頭町	税務課	0858-76-0204	南部町	税務課	0859-66-4802
倉吉市	税務課	0858-22-8114	伯耆町	住民課	0859-68-3114
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	日南町	住民課	0859-82-1112
湯梨浜町	町民課	0858-35-3116	日野町	住民課	0859-72-0333
琴浦町	税務課	0858-52-1702	江府町	住民課	0859-75-3223
北栄町	税務課	0858-37-5865			



詳しくは、鳥取県ホームページをご覧ください <http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetsutyousyuu/>